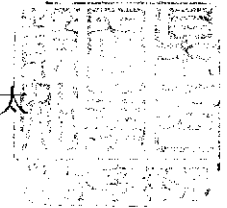


東農森第 412-3 号
令和 3 年 3 月 19 日

ダイヤランド区長
吉原 英文 様

静岡県知事 川勝 平太



函南町鳥獣保護区の期間更新について（依頼）

日頃より静岡県の鳥獣保護行政に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、近年各地で開発が進んでいる中、自然とのふれあいや環境教育を図る場として鳥獣保護区は重要な役割を担っています。

このような状況を踏まえ、県では令和 3 年 10 月 31 日に期間の満了を迎える函南町鳥獣保護区について、期間更新を検討しております。

利害関係人である貴職におかれましては、ぜひとも鳥獣保護区の趣旨を御理解いただき、期間更新による継続について同意いただきますようお願いいたします。

なお、誠に恐縮ですが、同意いただける場合には別添同意書に署名押印のうえ、下記のとおり御提出いただきますよう併せてお願いいたします。

記

- 1 函南町鳥獣保護区の更新内容（案）
 - （1）更新後の区域 更新前と同じ（面積 231 ha）
 - （2）更新後の期間 令和 3 年 11 月 1 日～令和 13 年 10 月 31 日（10 年間）
- 2 提出書類 同意書（様式第 10 号）

※同封の返信用封筒にて郵送ください。
- 3 提出期限 令和 3 年 4 月 16 日（金）
- 4 その他
 - （1）更新について御意見がある場合は、お手数ですが担当まで連絡ください。
 - （2）函南町鳥獣保護区の資料を送付します。
 - （3）同意については関係市町長、鳥獣保護管理員、狩猟関係者、農林業関係者等の利害関係人の皆様をお願いしています。

担 当 東部農林事務所森林整備課
電話番号 055 - 920 - 2169

鳥獣保護区期間更新計画書 (案)

1 名称 函南町鳥獣保護区

2 区域 更新前と同じ

3 期間更新しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 231ha

内訳 (内容に変更がないので内訳は省略)

ア 形態別内訳

- ・林野 ha
- ・農耕地 ha
- ・水面 ha
- ・その他 ha

イ 所有者別内訳

- ・国有地 ha
 - 国有林 ha
 - 国有林以外の国有地 ha
- ・地方公共団体有地 ha
 - 都道府県有地 ha
 - 市町村有地等 ha
- ・民有地 ha
- ・公有水面 ha

4 存続期間

更新の日から10年間 [R3. 11. 1~R13. 10. 31]

5 特別保護地区

なし

6 保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該区域は、別荘地である南箱根ダイヤランドを含む区域となっており、狩猟を法的根拠に基づいて明確に禁止し、事故の防止に万全の対応を行う必要がある。

また、野生鳥獣の生息地に適しており、鳥獣保護区として更新する必要がある。

7 更新を必要とする理由

当該区域は、野生鳥獣の生息地に適しており、静岡県第12次鳥獣保護事業計画に基づき、存続期間を更新し、積極的に野生鳥獣の保護管理に努める必要がある。

【函南町鳥獣保護区※〈分類：森林鳥獣生息地〉】

※指定経過

期 間	内 容	備 考
S46. 11. 1～S56. 10. 31 (10 年間)	函南町鳥獣保護区設定 (231ha)	
S56. 11. 1～H3. 10. 31 (10 年間)	期間更新 名称・区域変更なし。	
H3. 11. 1～H13. 10. 31 (10 年間)	期間更新 名称・区域変更なし。	
H13. 11. 1～H23. 10. 31 (10 年間)	期間更新 名称・区域変更なし。	
H23. 11. 1～R3. 10. 31 (10 年間)	期間更新 名称・区域変更なし。	
R3. 11. 1～R13. 10. 31 (10 年間)	期間更新 名称・区域変更なし。	(更新案)

〈区域〉

現期間 区域文	新期間 区域文
南箱根ダイヤモンド検問所正面の町道 2-11 号線上の点を起点として、同地点から町道丹那 1 号線に沿って東進し、町道ダイヤモンド 198 号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東進し、同町道の終点に至り、同地点から 30 メートル東進し、沢に至り、同地点から同沢伝いに南進し、県道田原野函南停車場線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南進し、葦山町境に至り、同地点から同町境に沿って西進し、町道ダイヤモンド 19 号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤモンド 67 号線に至り、同地点から同町道に沿って東進し、町道ダイヤモンド 68 号線に至り同地点から同町道に沿って西進し、町道ダイヤモンド 73 号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤモンド 82 号線に至り、同地点から同町道に沿って進み、町道ダイヤモンド 78 号線に至り、同地点から同町道に沿って進み、町道ダイヤモンド 85 号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤモンド 86 号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤモンド 97 号線に至り、同地点から同町道に沿って	南箱根ダイヤモンド検問所正面の町道 2-11 号線上の点を起点として、同地点から町道丹那 1 号線に沿って東進し、町道ダイヤモンド 198 号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東進し、同町道の終点に至り、同地点から 30 メートル東進し、沢に至り、同地点から同沢伝いに南進し、県道田原野函南停車場線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南進し、葦山町境に至り、同地点から同町境に沿って西進し、町道ダイヤモンド 19 号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤモンド 67 号線に至り、同地点から同町道に沿って東進し、町道ダイヤモンド 68 号線に至り同地点から同町道に沿って西進し、町道ダイヤモンド 73 号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤモンド 82 号線に至り、同地点から同町道に沿って進み、町道ダイヤモンド 78 号線に至り、同地点から同町道に沿って進み、町道ダイヤモンド 85 号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤモンド 86 号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤモンド 97 号線に至り、同地点から同町道に沿って

現期間 区域文	新期間 区域文
<p>終点に進み、同地点から水平距離で 70 メートル北に、町道ダイヤランド 88 号線の終点に向かって進み、同地点から同町道に沿って東進し、町道 2-11 号線に至り、同地点から同町道に沿って東進し、町道ダイヤランド 221 号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤランド 223 号線に至り、同地点から同町道に沿って 350 メートル東進し、同線左側の階段に沿って進み、町道 2-11 号線に至り、同地点から同町道に沿って西進し、町道ダイヤランド 90 号線に至り、同地点から同町道に沿って南西進し、町道ダイヤランド 91 号線に至り、同地点から同町道に沿って南進し、町道ダイヤランド 90 号線に至り、同地点から同町道に沿って東進し、町道ダイヤランド 11 号線に至り、同地点から同町道に沿って北進し、町道ダイヤランド 7 号線に至り、同地点から同町道に沿って北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。</p>	<p>終点に進み、同地点から水平距離で 70 メートル北に、町道ダイヤランド 88 号線の終点に向かって進み、同地点から同町道に沿って東進し、町道 2-11 号線に至り、同地点から同町道に沿って東進し、町道ダイヤランド 221 号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤランド 223 号線に至り、同地点から同町道に沿って 350 メートル東進し、同線左側の階段に沿って進み、町道 2-11 号線に至り、同地点から同町道に沿って西進し、町道ダイヤランド 90 号線に至り、同地点から同町道に沿って南西進し、町道ダイヤランド 91 号線に至り、同地点から同町道に沿って南進し、町道ダイヤランド 90 号線に至り、同地点から同町道に沿って東進し、町道ダイヤランド 11 号線に至り、同地点から同町道に沿って北進し、町道ダイヤランド 7 号線に至り、同地点から同町道に沿って北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。</p>

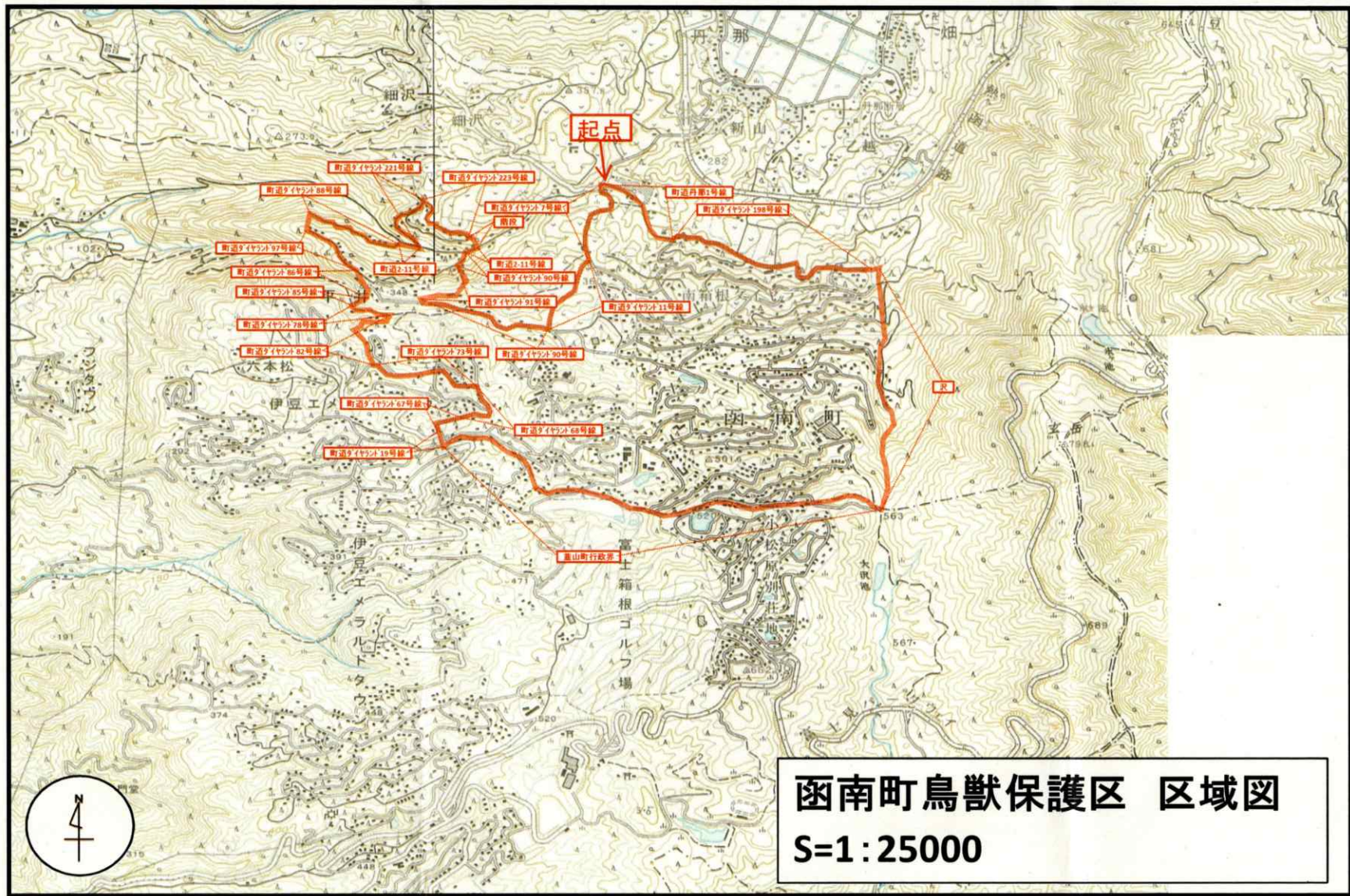
<区域面積>

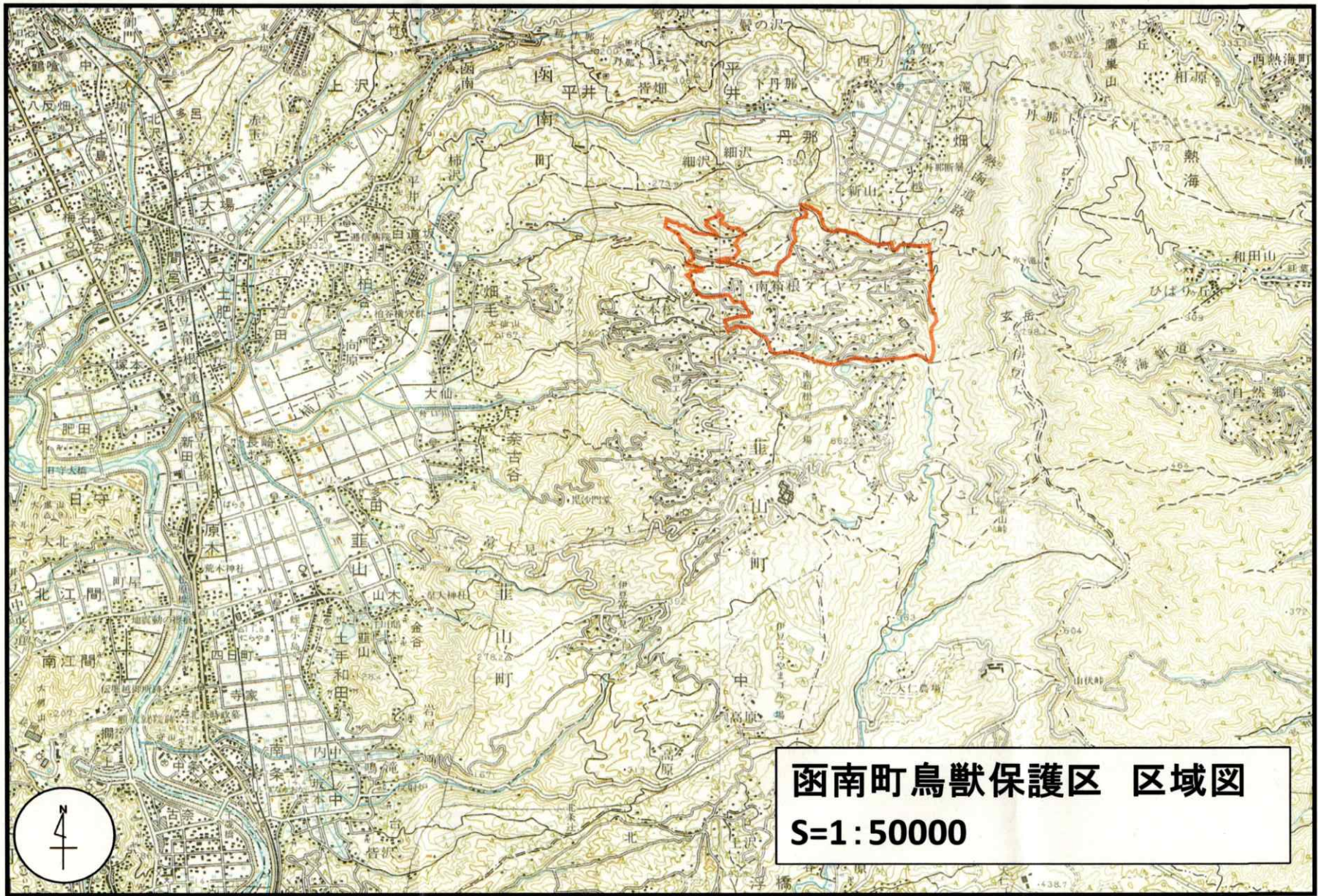
231ha

<現在の期間>

平成 23 年 11 月 1 日から令和 3 年 10 月 31 日まで (10 年間)

令和 3 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日まで (10 年間) (更新案)





函南町鳥獣保護区 区域図
S=1:50000